

件名	防犯カメラ設置補助金の手続き等の概要	
受付開始	令和8年5月1日（金）から3カ月間（7月31日（金）まで）	
対象団体	大字・自治会及びこれに準ずる団体 ◆ 準ずる団体 ⇒ 町の認定がない地域の自治団体 ◆ 個人での防犯カメラの設置は補助の対象外	
補助金額	防犯カメラの購入・設置工事費（消費税込）の2分の1 ただし、補助金額の上限は20万円 予算：3件 60万円	
申請等の手順	申請	【申請時の提出書類】 ① 防犯カメラ設置事業補助金申請書（様式第1号） ② 住民合意が形成されていることがわかる会議録の写し・証明書等 ③ 防犯カメラの設置及び運用基準 ④ 設置予定場所の位置及び撮影方向がわかる図面 ⑤ 設置場所の所有者・管理者等の同意書・許可書の写し ⑥ 撮影範囲内の住居・店舗等の居住者・管理者等の同意書の写し ⑦ 防犯カメラの購入・設置工事費等の見積書の写し ⑧ 設置予定の防犯カメラのカタログの写し
	役場調査 交付決定	【役場による調査と補助金の交付決定】 申請書に添付された書類に基づき、防犯カメラ設置場所の適性やプライバシー侵害の有無等を現地調査し、防犯カメラの設置が適切と認めた場合には、「補助金交付決定通知書」（様式第2号）で補助金交付額等を通知します。
	設置工事	【設置工事の着工】 大字・自治会による設置工事の着工 【設置工事の工事内容の変更の場合】 例えば、着工の前後を問わず、補助金交付申請の後、防犯カメラの設置台数に変更が生じた場合には、「事業変更承認申請書」（様式第4号）を提出して、承認を受ける必要があります。
	工事完了	【設置工事完了時の提出書類】 ① 事業実績報告書（様式第6号） ② 防犯カメラの購入・設置工事費が確認できる支出証拠書類の写し ③ 防犯カメラ及び防犯カメラの設置を示す表示物の位置図 ④ 防犯カメラ及び防犯カメラの設置を示す表示物の写真 ⑤ 設置した防犯カメラにより撮影した画像を印刷したもの
	交付金額 確定	【補助金の交付金額の確定】 提出された「事業実績報告書」及び添付書類に基づいて、補助金の交付金額を確定し、「補助金交付額確定通知書」（様式第7号）で通知します。
	交付請求	【補助金の交付請求】 「補助金交付請求書」（様式第8号）を提出してください。
その他	各手続きで、必要な書類で「(様式第●号)」と記載がある書類は、河合町のホームページからダウンロードできます。	
担当係	総務部危機管理課 連絡先 57-0200 内線 240・241 担当者 植村・徳山	